

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 81

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.81

全北海道教職員組合

2020.11.9

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と1回目の交渉①

今回の条例提案は、制度の活用を前提としたものではないことを確認



●変形労働時間制について、11月6日に道教委と1回目の交渉

道教委は、「現場の多くの教員が求めている」として、「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例案を道議会に提出しようとしています。しかし、道教組・道高教組が実施した緊急アンケートでは、制度を活用したいとの回答はわずか6.4%しかありません。

条例提案を強行する道教委に対し、道教組・道高教組は、11月6日に1回目の交渉を行いました。交渉冒頭、これまでに寄せられた「怒りのレッドカード」を大きく掲げ、現場教職員の怒りの声を伝えました。



●今回の条例提案は導入を前提としたものではないことを確認

交渉では、道教委の今回の条例提案が、学校や市町村教委への導入を前提としたものではないことを確認する質問を行いました。

《道教委の回答》

各市町村教委や学校の実情に応じて本制度を活用しようとする場合には、都道府県において条例を整備する必要があることから、この度、条例提案をしようとするものです。

なお、道立学校への導入の検討については条例案が可決された後に行うものであり、市町村教委においても同様であると考えています。

●仮に条例案が可決されても、活用するかどうかの裁量は学校と市町村教委にある

今回の条例提案は、制度を活用したいという市町村教委や学校があった場合のために行おうとするものであり、道立学校や市町村教委で導入するかどうかの検討は条例案可決後に行われるものだということです。つまり、条例制定がすなわち学校や市町村教委での制度活用につながるものではなく、仮に条例案が可決されたとしても、活用するかどうかの裁量は学校と市町村教委にあるということです。

条例案が可決された場合、学校や市町村教委で活用できるようにしなければならないと考えている管理職や市町村教委に対しては、この道教委の回答をもとに、現場教職員の声にもとづいた主体的な判断を求める必要があります。